

川崎市仏教会会則

第1条 名 称

本会は川崎市仏教会と称する。

第2条 目 的

本会は大乘仏教の本旨に則り社会教化を实践し、会員相互の親和と研鑽を図ることを目的とする。

第3条 事 業

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 講演会・研修会
2. 宗教問題の調査研究、資料配付
3. 寺院教会運営の研究
4. その他必要な事業

第4条 事 務 所

本会の事務所は会計自坊に置く。但し理事会の承認により他に置く事が出来る。

第5条 会 員

本会の会員は川崎市内の仏教会の会員にて組織する。

第6条 役 員

1. 本会に次の役員を置く。

総 裁	1名	会 長	1名	副 会 長	1名
常任理事	若干名	理 事	若干名	庶務理事	1名
会計理事	1名	会計監査	2名		

なお、理事会の推薦により顧問を置く事が出来る。

2. 総裁は川崎大師平間寺貫首を推戴する。
会長は区仏教会会長が順次交代で総会に報告する。
副会長は会長の指名による。
常任理事は各区仏教会会長並び庶務理事、会計理事がこれに当たる。
理事は各区仏教会より選出する。
庶務理事、会計理事は会長が指名し理事会の承認をうる。
会計監査は総会において選出する。
3. 役員の職務権限は次の通りとする。
会長は本会を代表し会務を統理する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
庶務理事は本会の事務を処理する。
会計理事は本会の会計を処理する。
常任理事は常任理事会を組織し会務の運営に当たる。
会計監査は本会の会計を監査する。
4. 役員任期は2ケ年とする。但し再任は妨げない。

第7条 会 議

1. 本会の会議は総会及び常任理事会・理事会とする。
総会は毎年1回開催し会長が招集する。
常任理事会・理事会は必要に応じて会長が随時招集する。
2. 総会は構成員の1/5以上(委任状による者を含む)の出席を以て成立し、その過半数を以て決する。可否同数の時は議長の決するところとする。
3. 理事会は理事現数の1/2以上の出席を以て成立する。
4. 会員1/3以上から要求があった場合、また理事会で必要と認めたときは臨時総会を開催しなければならない。

第8条 会 費

1. 本会の経費は区仏教会の分担金及び寄付金その他の収入を以て充てる。
2. 区仏教会はその会員数により分担金を納付する。
3. 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。
4. 予算、決算は理事会において決定し総会の承認を得る。

第9条 会則改正

この会の会則を改正しようとするときは理事会の議を経て総会において議決されなければならない。

第10条 細 則

この会則で定めるもののほか運営の必要な事項は理事会にはかり会長が別に定める。

附 則

1. 地区仏教会は、南部(川崎区・幸区)(中原区)(高津区・宮前区)(多摩区・麻生区)の4地区とする。
2. この会則は昭和49年6月18日施行
昭和60年3月29日改正
平成24年6月 5日改正